

令和5年4月20日

第34回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第34回会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月20日（木）午後3時～午後3時45分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）

会長 1番 成田 嘉孝

委員 2番 薄 正喜 3番 小畑 修一 4番 鈴木 寿夫 5番 鈴木 清介 6番 五十嵐 尚

7番 鈴木 富也 8番 波多野 健悟 9番 五十嵐 智子 10番 齋藤 恵子

坂下地区 渡部 淳 若宮地区 渡部 敦 金上地区 木村 行男 広瀬地区 二瓶 義典

川西地区 永山 廣隆 八幡地区 手代木 学 高寺地区 渡辺 清栄

4 欠席委員（0人）

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第130号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第132号 会津坂下町農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、事務局次長 渡部 聡、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(議長)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名であります。定数に達しております。

また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は7名です。

それでは、第34回農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、10番 齋藤委員、2番 薄委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第34回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 議案第130号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

日程第3 議案第130号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件から4号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

1号案件はこれまで相対で賃貸借契約をしていましたが、この度、賃貸借契約を解消し所有権移転するものです。

2号案件の申請地は、一体の区域の中に複数の土地で形成されている農地であり、隣接する農地の境界が不明瞭であることから、その一体となっている区域の大部分を所有している譲受人へ売買するものです。この農地を取得することにより、自己所有の農地と一体的に営農することができ、より効率的な営農ができることとなります。

3号案件は、相続により取得した農地を処分したく、申請地の周辺を耕作している譲渡人へと無償譲渡するものです。

4号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、この度、賃貸借契約を解消し所有権移転するものです。申請地周辺は水利費や土地改良区費が高額であることから、譲渡人としては無償での譲渡でもよいとのことで両者了承済みです。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。譲受人に対して4月15日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いないことを確認しました。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件は許可適当と認め許可することに決しました。

(議長)

2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 永山推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人に対しては4月17日に電話にて、譲受人に対しては同日となる4月17日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いないことを確認しました。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって2号案件は許可適当と認め許可することに決しました。

(議長)

3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 永山推進委員)

3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人に対しては4月17日に電話にて、譲受人に対しては同日となる4月17日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いないことを確認しました。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって3号案件は許可適当と認め許可することに決しました。

(議長)

4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 渡辺推進委員)

4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人に対しては4月17日に電話にて、譲受人に対しては同日となる4月17日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いがないことを確認しました。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受ける委員がいます。3番 小畑委員の退場を命じます。

(小畑委員退場)

(議長)

質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって4号案件は許可適当と認め許可することに決しました。4番 小畑委員の入場を認めます。

(小畑委員入場)

議案第131号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

「議案第131号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

本案件は、既存の農業用倉庫が手狭となったことから、自らが所有する農業用倉庫の道路向いの農地を転用し、農業用資材置場とするものです。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地の周辺は、住宅、事業の用に供する施設、公共・公益施設が連たんしている第3種農地に該当すると考えられます。

一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地の農業用資材置場整備の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は碎石仕上げの箇所への地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許

可基準に適合していると考えられます。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 永山推進委員)

1号案件について調査の結果を報告します。4月17日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。同日17日に譲渡人に対しては電話にて、譲受人に対しては訪問にて申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。1号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

議案第132号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

「議案第132号会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

所有権移転1号案件から4案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

所有権移転1号案件から4号案件は、福島県農業振興公社による農地中間管理機構特例事業での売買であり、4月11日に農地利用調整会議を開催しております。

1号案件は金上地区の田、6,286㎡を金上地区の認定農業者である法人に10a当たり75万円で売り渡すものです。

2号案件は広瀬地区の田、11,070㎡を10a当たり72万円で農業振興公社が買い入れます。今後は認定農業者に売り渡す予定です。

3号案件は広瀬地区の田、11,366㎡を10a当たり675,000円で、同じく広瀬地区の畑を10aあたり94,400円で農業振興公社が買い入れます。今後は認定農業者である法人に売り渡す予定です。

4号案件は若宮地区の田、2,008㎡を10a当たり70万円で農業振興公社が買い入れます。今後は若宮地区の農業者に売り渡す予定です。

(議長)

1号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 木村推進委員)

1号案件について、調査の結果を報告します。4月11日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。以上、報告とし皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受ける委員がいます。

10 番 齋藤委員の退場を命じます。

(齋藤委員退場)

質疑に入ります。1 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1 号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

10 番 齋藤委員の入場を認めます。

(齋藤委員入場)

(議長)

2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 二瓶推進委員)

2号案件について、調査の結果を報告します。4月11日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。以上、報告とし皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって2号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 五十嵐委員)

3号案件について、調査の結果を報告します。4月11日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。以上、報告とし皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。3号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって3号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(2番 薄委員)

4号案件について、調査の結果を報告します。4月11日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。以上、報告とし皆様の慎重審議をお願いします。

(議長)

質疑に入ります。4号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって4号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に利用権設定1号案件から25号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号から6号案件までが関連があり、1号は公社が坂下地区の田1,415㎡を借入れ、同じく2号は坂下地区の田984㎡を借入れ、3号は坂下地区の田2,116㎡を借入れ、4号は坂下地区及び金上地区の田6,659㎡を借入れ、5号は金上地区の田2,929㎡を借入れ、1号から5号までを併せて、6号の金上地区の認定農業者に集積します。

次に7号から9号までが関連があり、7号は若宮地区の田5,135㎡、同じく若宮地区の畑534㎡を公社が借入れ、同じく8号は若宮地区の田2,729㎡を借入れ、9号の若宮地区の認定農業者である法人に集積します。

次に10号から12号までが関連があり、10号は公社が広瀬地区の田5,297㎡を借入れ、同じく11号は広瀬地区の田7,601㎡を借入れ、10号、11号を併せて12号の金上地区の認定農業者に集積します。

次に13号から15号までが関連があり、13号は公社が広瀬地区の田32,530㎡、畑1,550㎡を借入れ、同じく14号は広瀬地区の田7,056㎡を借入れ、13号、14号を併せて15号の広瀬地区の法人に集積します。

次に16号は公社が広瀬地区の田16,937㎡を借入れ、17号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。

次に18号は公社が若宮地区の田3,855㎡を借入れ、19号の若宮地区の認定就農者へ集積します。

次に20号は公社が若宮地区の田3,540㎡を借入れ、21号の若宮地区の農業者へ集積します。

次に22号は公社が広瀬地区の田881㎡を借入れ、23号の広瀬地区の農業者へ集積します。

次に 24 号は公社が広瀬地区の田 1,700 m²を借入れ、25 号の広瀬地区の農業者へ集積します。

(議長)

関連がありますので、1 号案件から 6 号案件まで一括で審議します。1 号案件から 6 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(坂下地区 渡部推進委員)

1 号案件から 4 号案件について調査の結果を報告します。貸手に対して 4 月 16 日に電話にて、借手に対して 4 月 15 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

次に 5 号案件・6 号案件については私の方から報告します。5 号案件については貸手借手に対して 4 月 17 日に電話にて、6 号案件については貸手借手に対して 4 月 16 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。1 号案件から 6 号案件についてご質問について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1 号案件から 6 号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件から6号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に7号案件から9号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

7号案件から9号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手借手に対して4月15日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。7号案件から9号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。7号案件から9号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって7号案件から9号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

次に10号案件から12号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 五十嵐委員)

10号案件から12号案件について調査の結果を報告します。10号案件については貸手借手に対して4月16日に電話にて、11号案件については貸手借手に対して4月16日に電話にて、12号案件については貸手借手に対して4月15日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。10号案件から12号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。10号案件から12号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって10号案件から12号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に13号案件から15号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(6番 五十嵐委員)

13号案件から15号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手借手に対して4月15日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受ける委員がいます。
広瀬地区 二瓶推進委員の退場を命じます。

(二瓶推進委員退場)

質疑に入ります。１３号案件から１５号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。１３号案件から１５号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって１３号案件から１５号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。
広瀬地区 二瓶推進委員の入場を認めます。

(二瓶推進委員入場)

(議長)

次に１６号案件から１７号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 二瓶推進委員)

１６号・１７号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手借手に対して４月１７日に電話にて設定面積、設定期間、賃

借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。16号案件から17号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。16号案件から17号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって16号案件から17号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に18号案件から19号案件について、担当委員に調査報告を求めます。

(若宮地区 渡部推進委員)

18号案件・19号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手借手に対して4月15日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。18号案件から19号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。１８号案件から１９号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって１８号案件から１９号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に２０号案件から２１号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(２番 薄委員)

２０号・２１号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手借手に対して４月１６日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。２０号案件から２１号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。２０号案件から２１号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって20号案件から21号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

(議長)

次に22号案件から23号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 二瓶推進委員)

24号・25号案件について調査の結果を報告します。貸手に対して農業委員会事務局にて、借手に対して4月14日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

(議長)

質疑に入ります。22号案件から23号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。22号案件から23号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって２２号案件から２３号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

（議長）

次に２４号案件から２５号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

（６番 五十嵐委員）

２４号・２５号案件について調査の結果を報告します。それぞれの貸手借手に対して４月１５日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

（議長）

質疑に入ります。２４号案件から２５号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

（議長）

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。２４号案件から２５号案件について、賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

（議長）

挙手全員であります。よって２４号案件から２５号案件については許可適当と認め、町長へ要請することに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、第３４回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和5年4月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会長

署名委員

署名委員